

たんぽぽの運営理念及び方針

「最も弱いものをひとりももれなく守る」とする当法人の基本理念を踏まえ、中野区内に在住する重度・重複障害児やその家族に対して障害児の日常生活動作や運動機能の訓練等（医療的ケアを含む）を通して、生活能力の向上を図るとともに、日夜障害児の介護を担う保護者をはじめとする家族に対する支援に努めます。

たんぽぽの事業内容のご案内

1 児童発達支援事業

（要契約・利用料負担あり）

就学前のお子様やその家族に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを実施する児童福祉法に基づく事業です。

対象者 障害福祉サービス通所受給者証の交付を受けた未就学児のお子様

定員 1日5名

利用時間 月曜日から金曜日（祝祭日を除く）
10時から13時（原則3歳未満児）又は
10時から14時30分（原則3歳以上児）

☆専用車による送迎あり

☆原則、3歳の誕生日翌月より単独通園（ただしお子様の状況により要相談）

☆個別支援計画に基づき、保護者と職員が目標を共有しながらお子様との関わりや支援を進めていきます

2 放課後等デイサービス事業

（要契約・利用料負担あり）

小学生から高校生までの放課後、夏休み等の学校長期休業期間の生活の場として身体を動かしたり、適応訓練などを実施する児童福祉法に基づく事業です。

対象者 障害福祉サービス通所受給者証の交付を受けた小学生～高校生

定員 1日10名

利用時間 月曜日から金曜日（祝祭日を除く）
放課後から17時30分
土曜日及び学校休業日（祝祭日を除く）
10時から17時30分

☆専用車による送迎あり

☆利用開始時は、2回から4回程度保護者の付き添いをお願いしています

☆個別支援計画に基づき、保護者と職員が目標を共有しながらお子様との関わりや支援を進めていきます

3 一時保護事業

保護者の疾病や用事等の際にお子様をお預りする事業です。

対象者 概ね1歳から高校生までの健康面で支障のないお子様

定員 1日2名

利用時間 月曜日から土曜日（祝祭日を除く）
9時から18時

☆事前登録が必要です

☆送迎はありません



4 居宅訪問型児童発達支援

身体状況により通園が困難なお子様の家庭へ訪問し、お子様への療育支援、保護者への助言を行う事業です。

対象者 乳幼児等 ※0歳は生後6ヶ月より

定員 4名（登録人数）

訪問回数 1人あたり月1回程度

利用時間 1回あたり1時間程度

医療的ケアの実施

医師以外が行うことができる、日常生活に必要な次の処置を行います。

実施可能な処置：たんの吸引・経管栄養・導尿・酸素管理・人工呼吸器管理・常用薬の投薬

実施対象事業

- 児童発達支援事業（送迎バス同乗含む）
- 放課後等デイサービス事業（送迎バス同乗含む）
- 一時保護事業

たんぽぽの職員構成（常勤・非常勤）

施設長

福祉職（児童指導員・保育士）

看護師

リハビリ職（理学療法士・作業療法士）

事務職

嘱託医師（小児科診月2回・歯科診年3回）

